

良心の弁証法

——ルターとヘーゲル——

江口再起

一、良心

(一) 人は最後の最後に自分の良心に問う、自分というものを、善悪を、自分の生き方を。自分の人生を最終的に決める、いや何か有無を言わせぬ力でもって決めさせられるかのような究極の心の場所、それが良心である。心のどこかで良心の声が響く、すると我々はそれに従う他ないのである。

(二) 日本語の「良心」は、『孟子』「告子章句上」に由来すると言われているが、それは先天的な「仁義の心」を意味し、つまるところ人間の本性は善であるという。まさに文字通り「良い心」であり、性善説である。

ヨーロッパの言語では、いささかニュアンスがちがう。「良心」は、ギリシア語で *syneidesis*、ラテン語で *conscientia*、英語で *conscience*、ドイツ語で *Gewissen*。これらの語の前つづりの *syn-*、*con-*、*ge-* は「つづれも」「共に」の意味で、したがって良心は語源的にみれば「共に知る(共同知)」ということになる。何と共に知るのか。

自分が自分と共に、自分が他者（社会）と共に、そして自分が神と共に知るのである。したがって、そこに共に知る両者の間に葛藤が生じ、いわゆる「やましい良心」[*mala conscientia*、*bad conscience*、悪い良心（!）]と「平安な良心」[*bona conscientia*、*good conscience*、良い良心]が現象する。良心がチクチク痛んだり、清々しかったりする。そして、良心を神との共同知と考えれば、時として良心の声が「神の声」として感じられることも納得がいくのである。

(三) ドイツ語の *Gewissen* は、ギリシア語の *syneidesis*、ラテン語の *conscientia* の直訳であるが、それは言うまでもなくルター訳聖書を通して普及した。そして、そのルターによって良心の受けとめと理解の深まりはある意味で頂点に達したと言われる。ヨーロッパの知を総括したとも言える哲学者ヘーゲルは、その良心論を展開するに当って、そうしたルターを前提に論をすすめている。以下、本論考においてそれらの諸問題を検討しつつ、良心とは何かについて考えてみたい。

二、「自己確信」としての「良心の自由」

(四) 「良心の自由」という言葉は、ルターから始まる。ゲルハルト・エーベリンクは次のように指摘している。《古代以来の良心概念の長い歴史の中で、良心という言葉と自由という言葉の結合は、私が正しければ、ルターにおいて初めて表われたのであり、それは近代の自由をめぐる闘いを指導する言葉として、人権の理念にいたるまで影響を与えてきた¹⁾》。ここで「良心の自由」とは、ごく普通に考えられているように権力からの良心

の自由というようなことだけではなく、そのもつと奥にある事態、つまり良心は外（他者）から強制されるものでなく、文字通り自らに由来するもの、つまり自ら自由に振舞い自由に判断する、それ故にそれが最終的な自分である、ということを目指している。別の言葉で言えば、「自己確信 (Gewissheit seiner selbst)」である。自からの、心からなる納得（確信）がなければ、良心はこれで私はよいと究極的な判断など下せるものではない。つまり良心は、自由が自己確信という形で前提となっていなければ成り立ちようがない。これが「良心の自由」である。すなわち、自己確信 (Gewissheit)こそが良心 (Gewissen) の前提的契機である。

(五) ヘーゲルは良心について『精神現象学』及び『法の哲学』で詳しく論じているが、いづれも自己確信が重要な契機となっている。他方、彼は、宗教改革を論じて《中世のおわりに見えてきた朝の光につづく、すべてを照らす太陽》⁽²⁾とまで称揚しているが、それはルターの信仰のなかに他ならぬ自己確信そのものを見出し、たからに他ならない。したがって、要するに良心の何であるかを考えるためには、ルターの信仰及びルターの良心のあり方に目をむけてみる必要があるのである。

繰り返せば、ヘーゲルはルターの信仰の中に自己確信を見出し、それこそがルターの信仰の實質をなす画期的なものであり、それを「主体性の原理 (das Prinzip der Subjektivität)」と呼び、これこそが宗教改革の原理であると考えた。ヘーゲルは『哲学史講義』の宗教改革を論じたところで、自己確信を、そしてルターの信仰を次のように語っている。まず自己確信。《真理の基準は、わたしの心のなかでよしとされ、心服されるかどうかにある。わたしの判断や認識の正しさ、わたしの思いこみが真理かどうかは、わたしの心にもとづいて決定されねばならない。わたしの精神がとらえた真理が真理であり、逆に、真理がわたしの精神のうちにある、

精神の内容をなしているかぎり、精神は真理をとらえているといえる⁽³⁾。そして、ルターの信仰について語る。《ルターの信仰とはまさにそのようなもので、人間が神と関係し、その関係のなかでほかならぬこの人〔具体的なこの自分〕としてあらわれ、この人として存在しなければならぬ。いいかえれば、人間の信仰心や至福その他の希望は、人間の内奥の心から発せられねばならない。感覚や信仰がまさにその人自身のものであることが要求され、——人間の主体性、ないし、内奥の自己確信〔die innerste Gewissheit seiner selbst〕が要求されるので、神との関係では本当のところそれだけが問題となるのである。人間自身のみならず自分の心のなかで懺悔し改悛しなければならず、自分の心が聖霊に満たされねばならない。ここでは、自己との関係という主体性の原理ないし自由が、たんに承認されるだけでなく、祭式や宗教においてもそれだけを問題とすべきだといっているのである。主体性の原理こそが神の前で認められる⁽⁴⁾》。

(六) 自己確信の核心にあるのは「自由」である。なぜなら、自己確信とは他者(外)から強制されるのではなく、自分(内)が自分のことを最終的に決めるのであるから、いかなれば中心が自分の外(他者)にあるのではなく自分の内にあるということであり、これこそがまさに自由ということなのである。ヘーゲルは『歴史哲学講義』の中でこう語っている。《わたしがなにかに依存しているというとき、わたしは、自分でないなにかと関係し、外部のなにかなしには存在できない状態にある。そして、そうではなく、わたしが自分のもとにあるとき、わたしは自由なのである〔frei bin ich, wenn ich bei mir selbst bin⁽⁵⁾〕》。自分の内に中心がある、つまり「自分自身のもとにある〔das Bei-sich-selbst-Sein〕」、これが自由である。そして、自己確信とはまさにその表れであり、だから自己確信が形づくる良心は自由である、と言えるのである。

だが、ここで少し注意が必要だ。それはやや脇道にそれるが、ルターにおける「良心の自由」といわゆる人権思想に至る近代のそれとの違いということである。エーベリンクは次のように指摘している。《近代の良心理解がルターのそれと関わる唯一の点、つまり良心の自由は、また両者の最大の争点でもある。もちろん一致点はある、すなわち人間はその内面において決して強制や侵害されえないものである、という点だ。だが、そうした関連の中で、自由が意味していることは、それぞれ全く別で、そこには大きな裂け目がある。つまり自由の意味は、一方では「ルターにおいては」、イエス・キリストの恵みによって信仰において与えられる解放の中にあり、他方では「近代においては」人間に本来そなわっている失われることなき所有物として自分に属している自由、したがって人間がそれに基づいて権利の主張をしている、その自由の中にあるのである》⁶⁾。この微妙な、いや大きな違いは何を意味しているのだろうか。以下の論述の中で考えていく。

(七) さて、ここでもう一度、ヘーゲルにもどろう。ヘーゲルは、ルターの信仰の中に自己確信を見出し、それが宗教改革の原理（「主体性の原理」）であると述べたが、かかる自己確信こそが良心を形づくると言うのである。『法の哲学（要綱）』をみてみよう。ヘーゲルは序文においてルターに言及しているが、もちろん自己確信をめぐってである。《思考によって正当化されないものは、どんなものでも、心[Gesinnung]のなかで認めぬということ、これは人間の名誉とすべき偉大な我意[Eigensinn]である。そして、この我意こそが近代の性格の特徴であり、もともとはプロテスタントイイズム特有の原理なのである。〔それを〕ルターは信仰として、感情とそして精神の証の中で始めた……》⁷⁾。

さて、ヘーゲルは次のように良心論を展開する。カント的道德善は善をなす義務（汝の意志の格率が、つねに

同時に普遍的立法の原理となるように行為せよ」を強調するものの、その義務の内容は一向に明らかにされない。そこで個々の主体が、そうした善のそれぞれ特殊な個々の内容を、自己確信として明らかにするのである。これが良心である。《……この主体性は、その自分の内に反射している普遍性の中では、自己における絶対的な自己確信〔die absolute Gewissheit ihrer selbst〕であり、…それこそが良心である》⁽⁸⁾。つまり《良心は、主体的な自己意識に絶対の権利があることをあらわしている。すなわち、なにか権利であり義務であるかを、自分の中で、かつ自分自身から知り、そのようにして善であると知るもの以外は、なにも認めないということである》⁽⁹⁾。その結果、《良心は、主体的な知と、即自かつ対自的にあるところのものとの一体性として、一つの聖所なのであり、それを侵害することは冒瀆となるのである》⁽¹⁰⁾。

ところが、『法の哲学』はヘーゲルにおいて「国家」や共同体的「人倫」が主題となった時期の著作であり、したがって主体的（個人的）な自己確信に基づく良心は、ここでは、厳しく批判されていく。つまり《一定の個人の良心が、こうした良心の理念にかなっているかどうか、その良心が善であると思っているものが…実際に善であるかどうか》⁽¹¹⁾は疑問であると言っているのである。むしろ自己確信はともすると、《普遍的なるもの以上に自分の特殊性を原理にし、それを行為によって実現しようとする恣意、つまり悪となる恣意でもある》⁽¹²⁾と言う。要するに《良心は、形式的な主体性として、必らずや悪に急転しようとしているものなのである》⁽¹²⁾。

このように『法の哲学』ではたいへん厳しく論究された良心だが、『精神現象学』では、いささか様子がちがう。『精神現象学』では、良心は「宗教」と「絶対知」の直前に、その入口に位置づけられており、いかなれば『法の哲学』において悪への可能性をも内に秘めた、その良心が、むしろそうであるからこそ、その悪をも自らの問題として悩み葛藤するものとして扱われている。自己確信であればこそ、その自己の中に葛藤と対話、つ

まり「共に知る [Ge - Wissen]」苦しみがあり、そしてそれこそが良心 (Gewissen) と言える。後述するようにルターの良心も、そうした葛藤構造にこそ、その深みもある。

ともあれ、『法の哲学』における良心論でヘーゲルが主張していることの一つは、ルターの信仰の實質でもある自己確信が、良心の前提的契機であるということである。

(八) ルターは一五二二年、ヴォルムスの国会で、ドイツ皇帝カール五世の前で自著の取り消しを迫られたが、自らの信仰を良心に基づいて貫ぬいた。通常、「良心の自由」としてあまりに有名な出来事だが、もちろんここにはたんに権力からの良心の自由ということ以上の意味がある。ルターは席上、次のように語ったと伝えられている。《わたしは聖書の証明、あるいは明白な理由によって反駁されるのでなければ、「自説を」取り消さない。∴わたしは、わたしが引用した聖書の論証によって説きふせられている。わたしの良心は神の言葉に縛られている [capta conscientia in verbis Dei]。わたしは取り消すことができないし、そうしようとも思わない。なぜなら、自分の良心に反して行動することは [contra conscientiam agere]、¹³⁾ 確實でなく得策でないからだ。神よ、わたしを助けたまえ、アーメン》。

ここでルターは、良心 (conscientia) という言葉を二回使っている。一つは「良心は神の言葉に縛られている」、もう一つは「良心に反して行動することは、確實でなく得策でない」。まず後者の方から検討してみたい。国会でトリエルの判事は「兄弟マルティンよ。汝の良心を棄てよ、権威に服従せよ」と呼びかけたが、¹⁴⁾ ルターは自分の良心を棄てない。自分のことは、教皇であれ皇帝であれ外の権威がでなく、自分が決める。自分の内に自分の中心があるからだ。良心は自由である。したがって「良心に反して行動することは、確實でない」。つまり、

ここでルターは自己が確信したことはゆづれない、と言っているのである。自己確信。これがヴォルムス国会におけるルターの「良心の自由」の一つの姿である。

ところが、そのルターがこの日、もう一つ別の脈絡で良心という言葉を使っている。前者である。「良心は神の言葉に縛られている」。良心は自己確信の声であり、それゆえ自由である。しかし、その良心が実は神の言葉に縛られ不自由でもあると言うのである。だから自説を取り消すことなどできない、と言うのである。つまり、良心は自由である、しかし不自由でもある。この一見、相矛盾したルターにおける良心のあり方はどう考えるべきだろうか。以下、更にルターの良心について考えてゆこう。

三、「律法からの解放」としての「良心の自由」

(九) ルターが初めて「良心の自由」と表現したのだが、エーベリンクによれば¹⁵、それは最も古くは『修道誓願について』にでてくる。ルターにとって「良心の自由」とは、一面においてヘーゲルがそう解釈したように、自己確信としての「良心の自由」ということであった。しかし、ルターにはもう一つ「神の言葉に縛られた良心」という、一見、相矛盾した側面があった。以下、『修道誓願について』の「良心の自由」を検討することによって、これら錯綜した問題について考えてみよう。

『修道誓願について』は、一五二一年にルターがヴァルトブルク滞在中に書いたものであるが、「良心の自由」についてはつきりと次のように言う。《キリスト教的・福音的自由とは、良心の自由 [libertas conscientiae] であって、良心を行為から解放する¹⁶》。つまり、良心の自由とは、ルター神学的に言えば、行為からの解放・律法

からの解放を意味する、と云うのである。要するに、これがルターの結論であるが、彼はそれをもう少し詳しく論述していく。まず次のように言う。《良心は行為する力〔virtus operandi〕でなく、行為について判断する力〔virtus indicandi〕である。……その務めは行為でなく、行為や行為すべきことについて判断し、神の前で罪のものか、救われたものとする事である》⁽¹⁷⁾。つまり、良心とは、善行を導くものでなく、行為を判断するものだと言う。しかし、判断の結果は決まっている。《良心は、自分のすべての行為について、罪と恐れと断罪以外のものはないという事を最も確かに知っている》⁽¹⁸⁾。つまり、良心は恐れ不安になり絶望する他ない。しかし、それゆえにこそ《キリストが良心を行為から解放して、行為にではなく、ただ〔キリストの〕あわれみのみ依りたのむことを、福音によつて教える》⁽¹⁹⁾。キリストのゆるしと和解である。そして、かかる神の和解によつて《良心は自分の悪い行為を見て、それを断罪するが、キリストの働きにおいて、……それに勝利する》⁽²⁰⁾。つまるところ、《こうして良心は、すべての行為から、つまりなすべき〔善き〕行為からだけではなくて、告発し、また弁護する行為〔つまり判断する行為〕からも自由とされる》⁽²¹⁾。

ルターは、良心は行為を判断し、したがって自らを断罪せざるを得ないのだが、キリストのゆるし(和解)のゆえに、良心はその断罪の判断からも解放されると言うのである。まさに、これが「良心の自由」である。しかし、キリストのゆるしと和解と言うが、そのことはその実、人の心の現象としては一体、いかなることなのであろうか。良心において一体、何が起こっているのか。ルターは神秘主義的用語を使って説明する。《良心は花婿キリストとひとつからだであり、そのすべてのよいものを分かちあうべきなのである》⁽²²⁾。《良心はキリストに、キリストは良心に属して、誰もこの花婿と花嫁の秘密の寢室を襲いはしない》⁽²³⁾。ここでルターは、良心とキリストがひとつになるという。それが神の和解というとき、良心において起こっていることである。ヘーゲル

も『哲学史講義』の中で、ルターを扱いつつ次のように語っている。《……人間の精神のうちで救済の秩序の全過程が進行していかねばならぬことが認識され、……精神は、自分の良心と関係し、そして直接に神と関係する……。いまや神の霊 [Der Geist Gottes] は、人間の心のうちに住み [im Herzen des Menschen wohnen]、そのなかであって人間にはたらきかけねばならないのである》⁽²⁴⁾。

(十) 良心とキリストがひとつとなる(ルター)。神の霊が人の心のうちに住む(ヘーゲル)。これが良心である。このことをヴォルムスの国会でルターは「私の良心は神の言葉に縛られている」と表現した。したがって、「神の言葉に縛られた良心」とは、決して縛られ不自由になり責められ不安に苦しむ良心でなく、むしろ全く逆で、善き行為をせよと強いたりなした行為の咎を責める律法から解放された平安な良心のことなのである。そして、かかる意味においてこそ、それがまさにルターにおける「良心の自由」ということなのである。

エーベリングは、こうしたルターの良心について、次のように言う。《良心がイエス・キリストに完全に属することによって、良心は律法の告訴から、また人間の規則の強制から自由になる》⁽²⁵⁾。《良心において、律法の支配に抗して福音が貫徹するなら、良心は解放される。ルターによれば、こうした自由な良心のみが、良い良心なのである。それは人間の行為のうえにでなく、神の和解の行為のうえに成り立つのである》⁽²⁶⁾。良心が、いうなれば「律法の声としての良心」から「福音の声としての良心」へと転回している。

再度、強調して言えば、ルターの良心論の要点は、良心において「律法の声」から「福音の声」への転回が生じているという点であって、その転回点は言うまでもなく、義認(キリストのゆるしと和解)にある。そして、この転回のことを「良心の自由」というのである。ルターはこの「律法の声としての良心」のことを「不

不安な良心 (*inquietissima conscientia*)」と呼び、神の義 (*iustitia Dei*) 発見以前の若き日の自分がそうであったと、後年一五四五年の『ラテン語著作全集第一巻への自序』の中で述懐している。いわゆる宗教改革的転回(塔の体験)のことである。《私は修道士という非難の余地のない生活をしていたにもかかわらず、神の前には極度に不安な良心をもつ罪人であると感じた⁽²⁷⁾》。ふつう、かかる良心のことを「やましい良心(*mala conscientia, böses Gewissen*)」という。またルターは「福音の声としての良心」のことを「喜ばしき良心 (*fröhliches Gewissen*)」と呼んでいる。《恵みは罪のゆるしを与え、平安は静かな、喜ばしき良心を与える⁽²⁸⁾》。これが「平安な良心(*bona conscientia, gutes Gewissen*)」である。「不安な良心」から「喜ばしき良心」へ、「やましい良心」から「平安な良心」へ、良心の声は転回していく。

四、良心の弁証法

(十二) ヘーゲルは、ルターの良心について次のように言う(『哲学史講義』)。《人間の一番内面に一つの場所が設定され、そこだけが重要であり、その場所においてのみ人間は自分のもとにあり、かつ神のもとにある。すなわち、人間はただ人間自身として神のもとにあり、良心において自分のもとに棲家を定めるのである⁽²⁹⁾》。したがって、良心空間の中にいろいろな声が聞こえる。自分の声、自己確信の声、律法の声や福音の声、ゆるしの声、そして神の声……。そして、それらが「不安な良心」となり、「喜ばしき良心」となる。まさに「共に知る」場である良心の中で、それらの声が共々に重なり合いつつ、言うなれば弁証法的に転回していく。

ところで、まさにそうした良心の弁証法をヘーゲルは『精神現象学』の中で詳しく論述していると言える。先

にも言及したが、ヘーゲルは一八二二年『法の哲学』で良心をきわめて批判的に論究するようになるが、一八〇七年の『精神現象学』ではむしろ宗教と絶対知の入口のところでは肯定的に考察されている。良心のもついわば対話構造を、別の言葉で言えば、内面の間主観的な相互承認の劇を、つまり良心の弁証法を鋭く描きだす。結論を先取りに言えば、それは良心の和解の弁証法と云うことになる。以下、論点をたどってみよう。⁽³⁰⁾

『精神現象学』では、良心は「精神」の章の「自己確信的精神・道徳性」のところでも扱われる。まず、そこではカントの道徳が考察される。しかし、カント的道徳は「汝の意志の格率がつねに同時に普遍的立法の原理となるように行為せよ」という定言命法そのものを言うばかりで、具体的に何をすべきかはわからない。内容がなく抽象的なのである。ここまでは、『法の哲学』の良心論と同じである。しかし『精神現象学』では、この後、良心そのものの構造が詳しく検討されていくのである。すなわち、「行動する良心 (das handelnde Gewissen)」と「批判する良心 (das beurteilende Gewissen)」の対話、あるいは葛藤構造、つまりその両者の対立と和解の弁証法として、良心が論じられていくのである。

まず「行動する良心」といわれるもの。かかる良心のあり方を、ヘーゲルはロマン主義者ヤコービの小説から「道徳上の天才」としてイメージし論じる。これは、自分の判断・確信にもとづいて断固として義務を遂行しようとするが、その行う内容が自己確信にもとづくと云っても、結局、個々人の恣意的行動であり、客観性を欠いており、むしろそれに固執することによって《偽善 (Heuchelei)》⁽³¹⁾となり、悪に転化する可能性をもつものである。

さて、そうした「行動する良心」を批判すべく登場するのが、「批判する良心」といわれる良心のあり方である。この「批判する良心」は、別名「美しき魂 (das schöne Seele)」とも呼ばれるが、ヘーゲルはヘルンフー

ト兄弟団やそれに共鳴していたシユライエルマツハー、あるいは内面の清きおもいとじこもつたまま若くして逝ったノヴァーリスをイメージして語っている。この「美しき魂」は、普遍性を重んずると称して、かの「行動する良心」の客観性を欠いた恣意的な行動を批判する。しかし、こうした「美しき魂」は、自らの純粹さを汚すまいとして、批判はするが自らは何も行動しない。つまり、それは結局、《卑劣 (Niedertüchtig)》³²なのである。

良心は「行動する良心」(道德上の天才)のままでも、あるいはまたそれを批判する「批判する良心」(美しき魂)でもいけない。真の良心であるためには、両者の立場の結合が、つまり「行動する良心」は自らの悪の告白を、そして「批判する良心」はそれをゆるし、自らも態度を改めることが必要となる。つまり、対立していた両者の和解こそが、まさに良心の真の成立なのである。ヘーゲルは次のように言う。《かの悪と呼ばれた行動する意識のほうは、かく「告白して」自己を外化し放棄することを行う……。しかるにこの批評する他方の意識にとつては、自分の一面的な承認されていない判断が碎けることが必要である……。》³³そして、かかる和解は全く可能である。なぜならヘーゲルは言う。《いったい精神の傷というものは、傷痕をとどめることなしに癒えるものである》³⁴。更に言う。《和解の言葉 [Das Wort der Versöhnung] こそが、現に存在する精神であり、……相互に承認しあうことであり、そしてその承認しあうことが絶対精神なのである》³⁵。以上のように、ヘーゲルにおいて良心とは、「行動する良心」と「批判する良心」の葛藤と対話、そして相互承認と和解という構造をもつものである。そして、その和解としての良心こそが「絶対精神」だとも言われている。そこで、ヘーゲルは、良心論の最後を次のごとき文章で締め括るのである。良心における《和解の「然り」》(Das versöhnende Ja) ……これこそが両者の間に現象する神 (der erscheinende Gott) である³⁶。ヘーゲルは、良心の和解の弁証法

をたどることを通して、良心に「現象する神」に至りついたのである。

(十二) 良心 (Gewissen) とは、共同知 (Ge-Wissen) である。良心において、人は、自分の声 (導く声や叱責する声)、他者の声 (社会の声)、そして究極的には神の声を聞く。そして、それらの声に対立と葛藤が生じ、ゆるしと和解に至る。つまり、対立から「共に知ること」へと至る。これが「良心の弁証法」である。そして究極の和解とは、良心の声が神の声になるということである。こうした和解ゆえに、良心とは深い自己確信となるのであり、ここに「良心の自由」が成立する。

ヘーゲルは、こうした良心の和解の弁証法を『精神現象学』で説いた。「行動する良心」と「批判する良心」の対立と和解である。そして、その和解の只中に「現象する神」が降り立つのである。

かかる良心の和解の弁証法は、ルターにおいてこそ、まさに生きられた。ルターにとって、良心はまず律法の声である。「不安な良心」である。しかし、それゆえにキリストのゆるしと和解が与えられる。ルターはこう書く。《キリストがわれわれを解放してくださった自由……。それはどこで起こるのか。良心においてである。(Ubi? In conscientia)》⁽³⁷⁾。この時、良心において福音の声が響いている。これが「喜ばしき良心」なのである。そして、この「喜ばしき良心」とは、良心とキリストがひとつとなっているのであり、「神の言葉に縛られた良心」とも言える。したがって、「神の言葉に縛られた良心」こそが、「良心の自由」なのである。

さて、まとめよう。(1)良心が「共同知」であるとは、そこに「良心の和解の弁証法」が生じるということである。(2)和解ゆえに、良心は自己確信でありえ、そこに「良心の自由」が成立する。(3)この時、良心の只中に「現象する神」(ヘーゲル)が降り立っているのである。良心の声が神の声になる。これが「神の言葉に縛られ

た良心」(ルター)であり、良心は「不安な良心」でなく「喜ばしき良心」(ルター)と言えるのである。

注

- (1) Gerhard Ebeling, *Der Kontroverse Grund der Freiheit. Zum Gegensatz von Luther-Enthusiasmus und Luther-Fremdheit in der Neuzeit*, in: *Luthers Studien*, Bd. III, 1985, S.385f.
- (2) G.W.F.Hegel, *Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte*, in: *Werke* 12, Suhrkamp Verlag, 1970, S.491 [邦訳『歴史哲学講義(下)』長谷川宏訳、岩波文庫、一九九四年、三〇八頁]—以下、V.P.G.と略記。
- (3) G.W.F.Hegel, *Vorlesungen über die Geschichte der Philosophie*, III, in: *Werke* 20, Suhrkamp Verlag, 1971, S.55 [邦訳『哲学史講義』下巻、長谷川宏訳、河出書房新社、一九九三年、一四九頁]—以下、V.G.P.と略記。
- (4) *V.G.P.*, S.51 [邦訳、一四六頁。ただし訳一部変更]
- (5) *V.P.G.*, S.30
- (6) G.Ebeling, *Das Gewissen in Luthers Verständnis*, in: *Luthers Studien*, Bd. III, 1985, S.123
- (7) G.W.F.Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, in: *Werke* 7, Suhrkamp Verlag, 1970, S.27—以下、G.P.R.と略記。
- (8) *G.P.R.*, S.254
- (9) *G.P.R.*, S.255
- (10) *G.P.R.*, S.255
- (11) *G.P.R.*, S.255
- (12) *G.P.R.*, S.261

- (13) M.Luther, Verhandlungen mit D.M.Luther auf dem Reichstage zu Worms, in: WA7, S.838
- (14) H・ストロール『ルター・生涯と思想』、波木居齊二訳、新教出版社、一九五五年、一三二頁参照。
- (15) G.Ebeling, Der Kontroverse Grund der Freiheit, aa0., S.386
- (16) M.Luther, De vobis monasticis, Martini Lutheri iudicium, in: WA8, S.606 [邦訳、『ルター著作集』第一集四卷、徳善義和訳、聖文舎、一九八四年、三二六頁。——ただし訳一部変更]
- (17) WA8, aa0., S.606
- (18) WA8, aa0., S.607
- (19) WA8, aa0., S.606
- (20) WA8, aa0., S.607
- (21) WA8, aa0., S.608
- (22) WA8, aa0., S.608
- (23) WA8, aa0., S.610
- (24) V.G.P., S.49f [邦訳、一四四頁以下。ただし訳一部変更]
- (25) G.Ebeling, Das Gewissen in Luthers Verständnis, aa0 S.117
- (26) G.Ebeling, Der Kontroverse Grund der Freiheit, aa0., S.389
- (27) M.Luther, Vorrede Luthers zum ersten Bande der Gesamtausgabe seiner latinischen Schriften, in: WA.54, S.185
- (28) M.Luther, WA.40I, S.73 [邦訳、『ルター著作集』第二集十一卷、「ガラテヤ大講解(上)」、徳善義和訳、聖文舎、一九八五年、四四頁]
- (29) V.G.P., S.52
- (30) 『精神現象学』の良心論については、次の文献を参照。——金子武蔵訳『精神の現象学 下卷(ヘーゲル全集5)』(岩波書店、一九七九年)、とりわけ驚異的な量と質をもつ訳者註(個別註と総註)及び「精神の家」と題された事項索引。金子武蔵『ヘーゲルの精神現象学』(以文社、一九七三年)。渡辺二郎『「良心」Gewissenの問題——特にハイデッガーとヘーゲルに即して——』

- (中林肇編『ヘーゲル哲学研究』、理想社、一九八六年)。星野勉「良心」論の意味するもの——『精神現象学』における「良心」をめぐって」(『理想』六〇五号、一九八三年十月号)。片山善博「自己の水脈——ヘーゲル「精神現象学」の方法と経験」第六章「良心」論の射程」(創風社、二〇〇二年)。
- (31) G.W.F.Hegel, *Phänomenologie des Geistes*, in: *Werke*3, , Suhrkamp Verlag, 1970, S.485 [邦訳、『精神現象学』、金子武蔵訳、前掲]——以下、P.G.と略記。
- (32) P.G., S.489
- (33) P.G., S.492 [邦訳、下巻、九九五頁]
- (34) P.G., S.492 [邦訳、下巻、九九四頁]
- (35) P.G., S.493
- (36) P.G., S.494
- (37) M.Luther, *WA*,40II, s. 3 [邦訳、『ルター著作集』第二集十二巻、「ガラテヤ大講解(下)」、徳善義和訳、聖文舎、一九八六年、二五二頁]